

平成19年（再）第183号 再生手続開始申立事件

## 決 定

東京都江東区亀戸一丁目8番7号  
再生債務者 テクノマリックス株式会社  
代表者代表取締役 小森 重信

## 主 文

- 1 テクノマリックス株式会社について再生手続を開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出期間 平成19年11月8日まで  
(2) 認否書の提出期限 平成19年11月29日  
(3) 再生債権の一般調査期間  
平成19年12月6日から平成19年12月13日まで  
(4) 報告書等（民事再生法124条，125条）の提出期限  
平成19年11月26日  
(5) 再生計画案の提出期限 平成19年12月26日

## 理 由

証拠によれば，再生債務者は，民事再生法21条1項に該当する事実が認められ，同法25条各号に該当する事実は認められない。

平成19年10月2日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二

裁判官 中 山 孝 雄

裁判官 小 河 原 寧

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希雄

